5　希少鳥獣の保護の目標
⑴　現状
⑵　目標
6　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項
7　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
8　その他希少鳥獣の保護のために必要な事項
人工増殖、放鳥獣等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。
⑵　特定希少鳥獣管理計画の記載項目
特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。
1　計画策定の目的及び背景
2　対象とする鳥獣の種類
3　計画期間
4　特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域
5　特定希少鳥獣の管理の目標
⑴　現状
⑵　目標
6　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
7　特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項
8　その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項
モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

7　計画の作成及び実行手続
適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護事業及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。
⑴　関係地方公共団体との協議
希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第７項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議するものとする。
⑵　利害関係人の意見の聴取
法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努めるものとする。
⑶　計画の決定及び公表・報告
計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知するものとする。
⑷　モニタリング
対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。
なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

8　計画の見直し
計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間
平成24年４月１日から平成29年３月31日までとする。なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「改正法」という。）附則第４条に基づき、法第４条の規定の例により定められた鳥獣保護管理事業計画は、改正法の施行の日（平成27年５月29日）において、法の規定により定められたものとみなされる。
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込むものとする。
1　鳥獣保護区指定の目的と意義
鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から、鳥獣保護区の指定に努めることとする。
2　鳥獣保護区の指定方針
鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記するものとする。
また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。
鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、１に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示すものとする。
⑴　鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とする。
なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。
⑵　鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。
⑶　鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。